

岩手県告示第246号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち文化スポーツ部に係るもの（平成29年岩手県告示第247号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
文化振興課	郷土芸能復興支援事業費補助、高齢者文化活動振興事業費補助及び国民文化祭参加推進事業費補助	文化振興課	郷土芸能復興支援事業費補助、高齢者文化活動振興事業費補助、 <u>国民文化祭参加推進事業費補助</u> 及び原敬100回忌記念事業費補助
スポーツ振興課	高齢者スポーツ活動振興事業費補助、スポーツ振興活動支援費補助、東北体育大会派遣費補助、国民体育大会出場選手ユニホーム購入費補助、オリンピック選手等育成・強化事業費補助、東京オリンピック等メダリスト育成事業費補助、パラリンピック選手等育成・強化事業費補助、いわて競技力向上事業費補助及びいわて指導者育成事業費補助	スポーツ振興課	<u>スポーツ推進プラットフォーム構築事業費補助</u> 、高齢者スポーツ活動振興事業費補助、スポーツ振興活動支援費補助、東北体育大会派遣費補助、国民体育大会出場選手ユニホーム購入費補助、オリンピック選手等育成・強化事業費補助、東京オリンピック等メダリスト育成事業費補助、パラリンピック選手等育成・強化事業費補助、いわて競技力向上事業費補助及びいわて指導者育成事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			